

# 学校いじめ防止基本方針

豊中市立第七中学校  
令和4年(2022年)4月20日

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自ら考え、行動し、仲間とともに豊かな社会をつくる生徒の育成」を教育目標に掲げ、「まなぶ力・つながる力・つくる力」を育てる取組みを進めている。それぞれの取組みにおいては、自他を肯定的に捉え、自他を生かし、円滑な人間関係をつくることを重視していることから、「いじめは重大な人権侵害であり絶対に許してはならない事象である」との決意を新たにし、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコン、携帯電話、スマートフォン等で、SNS等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

「いじめ対策委員会」

#### (2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、こども支援コーディネーター、各学年生徒指導担当者、養護教諭、  
スクールカウンセラー

#### (3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

### 4 年間計画(別添1)

### 5 取組状況の把握と検証(PDCA)

いじめ対策委員会は、各学期に1回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

## 第2章 いじめの未然防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要となる。

#### (1) いじめの未然防止のための体制

いじめ対策委員会は、全教職員に取組み方針を周知しそれぞれの役割を明らかにして、校内におけるいじめの未然防止の取組みを推進する。また、その取組みは、PTA、校区青少年健全育成会、校区地域教育協議会等の諸団体、および、所轄警察署、少年サポートセンター、子ども家庭センター、教育センター、少年文化館等の関係諸機関と連携して推進する。

#### (2) いじめの未然防止の基本的な考え方

いじめはどの学年、どの学級、どの生徒にも起こり得るという認識を持ち、学校におけるあらゆる教育活動を通じて、生徒にいじめを起こさない、許さない感性を育てることを目的とし、いじめの未然防止の基本を、学級を単位とする集団づくりと授業づくりに置く。その上で、いじめが起こりにくい学級づくり、生徒が安心して学べる学級づくりを進めるとともに、生徒自らがそのような学級づくりの担い手となるよう、生徒が主体的かつ協同的に活動できる授業づくり、問題解決的な学びを生み出す授業づくりを進める。

## 2 いじめの未然防止のための措置

### (1) いじめについての共通理解

教職員は、職員会議や連絡会における情報交換や校内研修などを通じて、いじめについての知識と理解を深めるとともにいじめを見逃さないスキルを身につけるよう取り組む。また、生徒に対しては、全校集会、生徒会活動、学級活動などの場面を通じて、「いじめは重大な人権侵害であり絶対に許してはならない事象である」という意識が醸成されるよう取り組む。

### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じて、円滑な人間関係を作ることのできる力や人とつながる力を育てるよう取り組む。とりわけ、集団づくり、授業づくり、道徳教育において、社会性を持ち社会の一員としての自覚を持つ生徒、他者を理解し他者とのつながりを大切にす生徒の育成を目指す。

### (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめの背景には、「いや」を伝えられない、ストレスに対して誤った対処行動をとってしまう、自己肯定感や自己有用感を持ってない、といった生徒の状況がある。そのような状況を踏まえ、自分の気持ちを言葉にして伝えるコミュニケーション能力や円滑な人間関係を作ることのできる力を育てなければならない。また、生徒のストレスを増大させやすい一方的な学習指導や生徒指導、部活動指導ではなく、生徒が自ら学び考え行動できるような授業づくりや集団づくりを進める必要がある。なお、教職員の不適切な言動が生徒のいじめを助長する例も見られることから、指導には十二分の注意を払うとともに、支援教育やユニバーサルデザインの視点を生かした、生徒理解や生徒支援に努めるべきである。

### (4) 自己有用感や自己肯定感を育む

生徒が互いの人間関係を豊かにし、信頼感を高め合うよう、主体的かつ協同的に活動する場面を学校生活に数多く設定し、自己有用感や自己肯定感を育むプログラムをマネジメントすることが大切である。特に、合宿、キャンプ、修学旅行などの宿泊プログラム、ボランティア体験学習、職場体験学習、進路学習などのキャリア形成プログラムにおいて、社会や地域の様々な人と出会い、共に活動することにより、人に期待されそれに応えようとする、人に受け入れられ人の役に立つ、という思いを生徒が得られるようなプログラムづくりを工夫する。さらに、これらのプログラムをより効果的に進めるため、地域住民や地域の幼稚園や保育所、小学校との連携を強め、子どもの育ちを地域全体で見守ろうとする意識を醸成するよう努める。

### (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめを正しく理解し、いじめを見逃さず許さない言動ができるよう、生徒会を中心とする生徒が主役となる学校づくりに取り組ませる。その中で、生徒自身が学校や学級のルールづくりに関わり、学校生活で生起する様々なトラブルを自分たちで解決していく過程を体験させる。

## 第3章 早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

### (1) 生徒のサインを見逃さないこと

授業や行事など、生徒全員そろって活動する場面では、集団の中での生徒の居場所や様子について丁寧に観察する。また、休憩時、昼食時、清掃時など、授業以外の時間にも、生徒の様子を見守り些細な変化や困り感を見逃さないようにする。日頃から、生徒への声かけをこまめに行い、生徒が困ったときに、話しやすく相談しやすい雰囲気をつくり、生徒からのサインを見逃さないようにすると同時に、教職員から「みんなを見ているよ」というサインを出し続ける。

### (2) 生徒の情報を共有すること

朝の打ち合わせや職員会議、学年会などの場面では、課題を有する生徒だけでなく、できるだけ多くの生徒について、その状況を共有する。これら、定められた会議の場面だけではなく、日常的に生徒の状況を会話にし、それぞれが得た情報や感触が自然に共有されるようにする。また、生徒と特定の間人間関係を持つ教職員だけでなく、校内や校外のいろいろな立場の人から情報が得られるよう情報のネットワークを広げる。

## 2 いじめの早期発見のための措置

### (1) 生徒の実態把握

日常の見守りの中から教職員が生徒と気軽に会話を交わし、生徒が心開ける場面をつくる。その上で、学期ごとに生活アンケート調査を行い、いじめをはじめとして、生徒の家庭生活や学校生活における困り感をいち早く把握する。また、年度初めの家庭訪問や学期途中のミニ懇談、学期末の懇談には、教職員がカウンセリングマインドを持って臨み、教育相談の時間となるようにする。

### (2) 保護者との連携

保護者が子どものことについて安心して相談できるよう、日常の教育活動を通じて、学校への信頼感を高まるよう努めるとともに、学校での子どもの状況について、保護者に適切に情報提供する。また、家庭訪問や懇談を通じて、教職員が積極的に保護者の子どもへの思いや悩みを受け止める。

### (3) 相談体制

生徒や保護者に対して、相談窓口を広く周知することとし、校内においては、生徒や保護者が抵抗なく相談できるよう、担任、副担任、学年教員、養護教諭、スクールカウンセラーなどがさまざまな相談窓口を用意する。学校への相談を躊躇したり、より専門的な相談を望む生徒や保護者もいることから、校外における相談窓口として、教育センター、少年文化館、子ども家庭センター、少年サポートセンター、所轄警察署等の関係機関を周知する。なお、校外における相談窓口を利用した際にも、状況や必要に応じて、学校がそれらと連携して対応することができることも周知しておく。

### (4) 相談体制の周知・点検

学校だよりや学年だよりなどの配布物を通じて、相談体制の周知を図るとともに、相談体制が、生徒や保護者のニーズに沿ったものとして機能しているかどうか、いじめ対策委員会や生徒指導部会において定期的に点検する。

### (5) 生徒の個人情報

教育相談等で得られた生徒の個人情報については、豊中市個人情報保護条例に基づき、生徒や保護者に不利益をもたらすことのないよう適切に取り扱う。

## 第4章 いじめに対する措置

### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にし、外部機関とも連携する。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年代表や生徒指導主事等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

### 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。体育大会や宿泊行事、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。